

# 東京都雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進助成金支給要綱

令和2年11月10日2東し雇第71936号

## (目的)

第1条 東京都雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進助成金（以下「助成金」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇止め等で離職した者等を、正規雇用労働者として雇用し、計画的な育成計画の策定など、労働者が安定して働き続けられる労働環境整備を行った事業主に対し、助成金を支給することにより、労働者の雇用安定を図ることを目的とする。

## (通則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主をいう。
- (2) 中小企業事業主とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分とする。
- (3) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」という。）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）をいう。
- (4) 正規雇用労働者とは、以下の要件を全て満たした労働者をいう。

なお、正規雇用労働者については、就業規則に規定されていること。

  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じであること。
  - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

- (5) 支援期間とは、第4条による支給対象事業主が第5条による対象労働者に対して第6条第1項に定める支援事業を行う3か月間の期間をいう。
- (6) メンターとは対象労働者に対し、第6条第1項第4号に定める支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいう。

(支給対象事業主)

第4条 この要綱において、助成金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 中小企業事業主であること。
- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (3) 第5条に定める労働者（以下「対象労働者」という。）を、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として採用した後、6か月を経過していること。
- (4) 第8条に定める書類の提出日（以下「支給申請日」という。）時点で、対象労働者が在職し、支援可能な状況にあること。
- (5) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して、6か月前の日から1年間、当該雇い入れに係る事業所で雇用する労働者を解雇等事業主の都合で離職させていないこと。ただし、次のア、イに該当する場合を除く。

ア 当該労働者の責めに帰す理由による解雇

イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

- (6) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月31日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (7) 法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納がないこと。

なお、未納とは、納付義務があるにもかかわらず未納付がある場合をいう。

- (8) 支給申請日の前日から起算して5年以内において重大な法令違反等がないこと。
- (9) 労働関係法令について、次のアからケまでの全てを満たしていること。
  - ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の最低賃金額（特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
  - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
  - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。
  - エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
  - オ 支給申請日の前日から起算して、過去6か月以内においての時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。

カ 令和2年4月1日から支給申請日の前日までの間において、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。（原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要））

キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

ク 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(11) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、財団理事長（以下「理事長」という。）が適正でない判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（対象労働者）

第5条 対象労働者は、次の各号の全てを満たしているものとする。

(1) 雇用された日から支援期間終了の日まで、都内の事業所に在籍していること。

(2) 都が、令和2年度に実施する、雇用安定化就業支援事業（以下「就職支援事業」という。）に参加した後、同事業を都から受託する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として就職した労働者であること。

なお、雇用開始日は令和3年4月30日以前であること。

(3) 上記(2)の就職支援事業に参加する前に雇用の内定を受けていないこと。

(4) 雇用された日の前日から起算して、過去3か年以内において、当該雇入れに係る事業所と雇用関係にないこと。

(5) 雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条）でないこと。

（支援事業及び支給条件）

第6条 支給対象事業主は支援期間中に対象労働者に対し以下の支援事業を実施すること。

(1) 3年間の指導育成計画書の策定

(2) 前項の計画に基づく2時間以上の研修を実施

(3) メンターの選任

(4) メンターによる3回(3日)以上の指導

- 2 助成金は、支給対象事業主が、対象労働者に対し、前項の条件を全て満たした場合に支給する。

(支給金額)

第7条 対象労働者数に応じ、次に定める助成金を支給する。

対象労働者数	助成金
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

- 2 本助成金への申請は1年度につき1事業所3回を限度とする。ただし、支給上限額は1年度につき60万円とする。また、同一の事業主が、同一の対象労働者について、支給決定を受けられるのは1回を限度とする。

(支給申請)

第8条 助成金の支給を受けようとする事業主(以下「申請事業主」という。)は、次の各号に定める書類を指定の期日までに理事長に提出すること。

- (1) 東京都雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進助成金事業実施計画書兼支給申請書(様式第1号)
  - (2) 正規雇用したことを証する書類
  - (3) 誓約書(様式第2号)
  - (4) その他理事長が必要とする書類
- 2 当該申請にあたっての提出書類は、前号に定めるもののほか、別途定める。

(支給決定)

第9条 理事長は、前条による支給の申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは助成金の支給決定を行い、支給決定通知書(様式第3号)により当該支給決定の内容及びこれに付した条件について申請事業主(以下「助成事業主」という。)に通知する。

また、支給しないことを決定したときは、その旨を不支給決定通知書(様式第4号)により申請事業主に通知するものとする。

(申請の撤回)

第10条 理事長は、前条の規定により通知をする場合において助成事業主が支給決定の内容及びこれに付された条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

- 2 申請事業主は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、第9条に規定する支給決定の前に遅滞なく、その旨を記載した東京都雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進助成金申請撤回届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第11条 理事長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、助成事業主に対し、助成事業の運営及び経理等の状況について検査を行い、又は報告を求め、助成事業が第9条の支給決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、それらに従って助成事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

3 助成事業主が第1項の命令に違反した時は、理事長は助成事業主に対して助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業主は、第6条第1項による支援期間が終了したときは、次に定める書類を、関係書類を添えて別途理事長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第6号)
- (2) 指導育成計画書(様式第6号別紙1)
- (3) メンター選任・指導報告書(様式第6号別紙2)
- (4) 研修実施報告書(様式第6号別紙3)
- (5) 支払金口座振替依頼書(様式第10号)
- (6) その他理事長が必要とする書類

2 前項第2号、第3号及び第4号で定める書類は、対象労働者が複数の場合は、対象労働者ごとに提出する。

3 当該実績報告にあたっての報告書類は、前号に定めるもののほか、別途定める。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、第9条により支給決定を行った場合は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、助成事業の成果が助成要件等に適合していることを認めたときは、支給すべき助成金の額を確定し、額の確定通知書(様式第7号)により、助成事業主に速やかに通知する。

(助成金の支払)

第14条 理事長は、第9条の規定により支給決定した当該助成金について、当該助成事業主による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書及び助成事業主から提出された支払金口座振替依頼書(様式第10号)に基づき、助成金を支払うものとする。

(助成金申請等の代行)

第15条 申請事業主は第8条に規定する支給申請及び第12条に規定する実績報告の提出を他機関に代行の依頼をすることができる。その場合、提出代行者は委任状(様式第11号)を期日までに理事長に提出しなければならない。

(支援状況の調査)

第16条 理事長は、第6条第1項第1号に定める3年間の指導育成計画に基づいた育成内容について確認するための調査を命じることができる。

(是正のための措置)

第17条 理事長は前条の規定による調査の結果、助成事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命じることができる。

(事業実施計画の変更等)

第18条 申請事業主は、事業主に係る事項に変更が生じた場合は、申請事業主に係る事項の変更報告書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業主は、第9条により支給決定した事業実施計画を中止する場合は、中止承認申請書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第19条 理事長は、助成事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) その他助成金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 廃業、倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (4) 支給決定を受けた者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他この要綱による支給要件を満たさないことが判明したとき。

2 前項の規定は、助成事業について支給すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に助成事業主に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 前条の規定により助成金の返還を命じられた助成事業主は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 理事長が助成金の返還を命じた場合において、助成事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未

納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 2 2 条 前条第 1 項の規定により違約加算金を命じた場合において、助成事業主の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 2 3 条 第 2 2 条第 2 項の規定により延滞金を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第 2 4 条 助成事業主は、本助成金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第 2 5 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成事業主の措置については、理事長が指示するところによる。

（検査等）

第 2 6 条 理事長は、助成事業主に対し、対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等について検査を行い、又は報告を求める事ができる。

2 助成事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

（各種助成金の併給調整）

第 2 7 条 助成金は、その支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国及び都が実施するもの（国及び都がほかの団体等に出せん・委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

（助成事業の実施期間）

第 2 8 条 この要綱の施行の日から令和 4 年 3 月 3 1 日又は東京都の出せん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い日をもって終了する。

（その他）

第 2 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。